

佐賀県自然環境保全地域

かし

ばる

しつ

げん

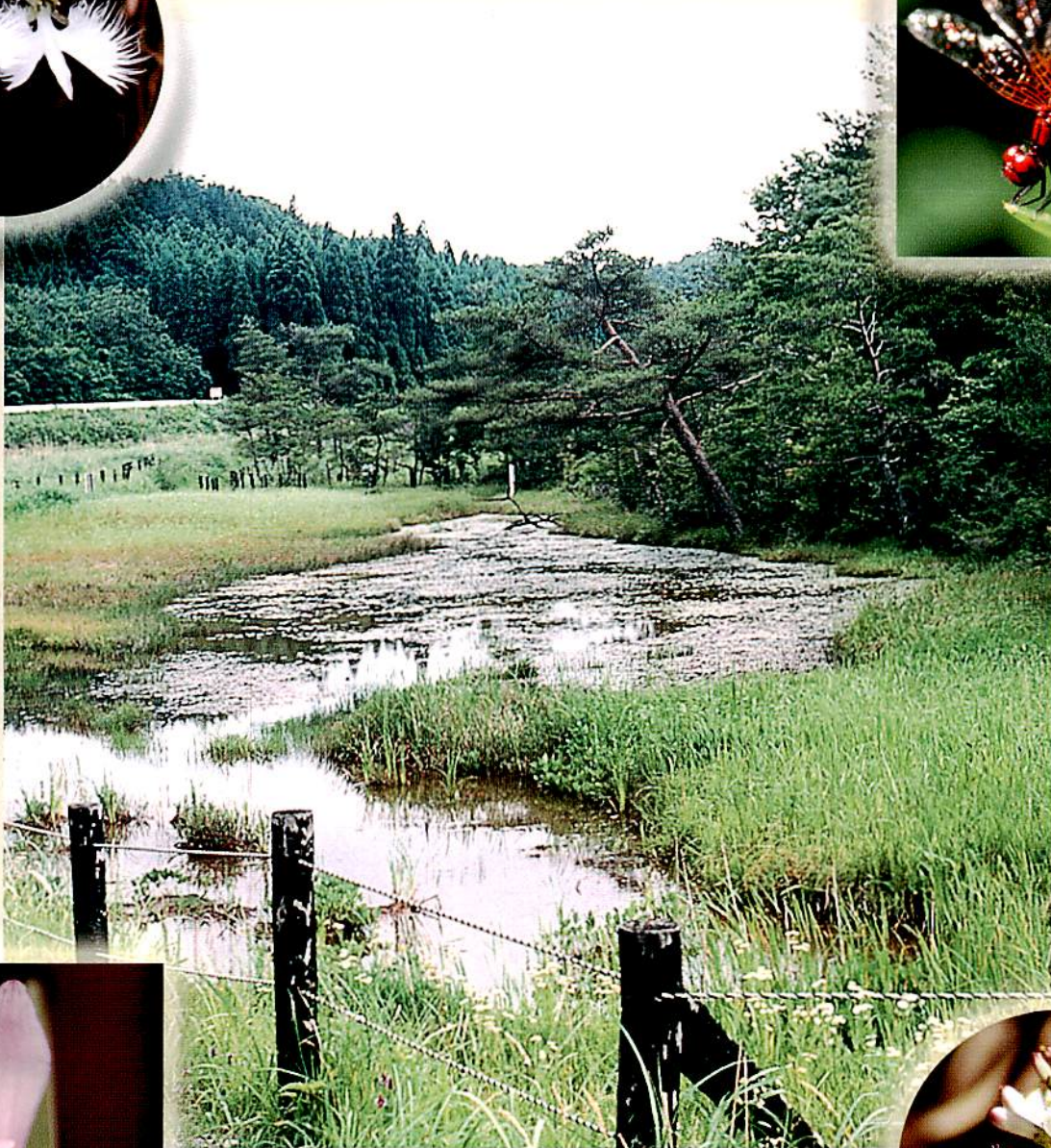
檜原湿原



サギソウ



ハッチョウトンボ



トキソウ



ミツガンソウ

佐賀県くらし環境本部環境課

檜原湿原の概要

檜原湿原は、脊振山地西部の唐津市七山池原字檜原（「かしばる（かしのきばる）」）の海拔591mの所にあります。

この地域は、地質時代第三紀の末期頃、準平原の状態にあったと推測され、その後、地殻の変動によって隆起し、現在のような丘陵地域が形成されました。

檜原の地域は、花こう岩で構成され、盆地状であったため、周囲から微粒子の土壌が流入し、粘土層となり、これが不透層の役割を果たし、谷間からの流水や湧水で環境のバランスが保たれています。

この湿原は、九州有数の湿原動植物の宝庫であり、昭和51年3月に「特に優れた自然を有する地域」として「佐賀県自然環境保全地域」に指定され、また、平成13年12月には、「日本の重要湿地500」に選定されました。

現在、地域住民やボランティア団体等と県が協力して、この貴重な湿地を保全していくための取り組みを行っています。



檜原県自然環境保全地域の指定範囲

特別地区	8 ha
普通地区	113 ha
合計	121 ha

佐賀県自然環境保全地域

自然を大切に！ 湿原の

				
ミツガシワ (ミツガシワ科)	カサスゲ (カヤツリグサ科)	ヒメアギスマレ (スミレ科)	カノコソウ (オミナエシ科)	サワオグルマ (キク科)
氷河期の残存植物。九州では佐賀と大分に分布する。根元から出る葉は3枚の小葉(三つかしわ)。花は白色。 花期 4月～5月。佐賀県RDBⅡ。	浅い水中に生える多年草。太くて長い地下茎がある。葉はがさがさで乾かしてスゲ笠にする。め花の上にお花。 花期 4月～6月。	茎がはう。多年草。湿地に生え、白い花をつける。 花期 4月～5月。	ハルオミナエシとも呼ぶ。高さ70cm内外。林縁のやや湿った場所に生える。 花期 5月。	高さ60～90cmの多年草。全体が白いわた毛で覆われている。 花期 5月。
				
ヒツジグサ (スイレン科)	コバノトボソウ (ラン科)	カキラン (ラン科)	ジュンサイ (スイレン科)	コガマ (ガマ科)
池に生える多年生の浮葉植物。名前は未の刻(午後2時)の開花にちなむが時刻は一定しない。花は白色。 花期 6月～11月。	高さ30～40cmの多年草。距が弓形で細長く、やや水平に伸びる。 花期 7月。	高さ30～60cmの多年草。湿地に生え、橙褐色の花をつける。 花期 7月。	池に生える多年生の浮葉植物。若芽や葉の裏はぬるぬるする。めしべはおしべより先に熟す。花は赤紫色。 花期 7月～8月。	ガマより小さく葉も細い。め花群(緑)の上にお花群(黄)がつく。秋に穂綿が飛散する。穂は黄褐色。 花期 7月～8月。佐賀県RDB準。



檜原湿原の特徴

- 九州においては規模の大きい湿原であり、湿原植物が豊富に分布しています。
- 湧水は弱酸性で水温変化が少ないため、長い年月安定した湿原植物群落が維持されています。
- 氷河期の残存植物であるミツガシワや九州に希なヒメタヌキモ、佐賀では数少ないシズイ、ヒメミクリ等が自生しています。
- 湿原だけでなくその周辺にも、県内で希少な植物等が数多く自生しています。
また、全国的にも希少なものもあります。(レッドデータ・ブック(RDB):写真説明文に記載しています。)

希少な動植物と
その生育・生息環境を
みんなでまもりましょう!



生態系をみんなでまもろう!

檜原湿原の生き物たち

				
<p>ショウブ(サトイモ科)</p> <p>水辺に群生する多年草。葉は剣状でつやと香りがあり、端午の節句の菖蒲湯に使う。</p> <p>花期 5月～6月。</p>	<p>フトヒルムシロ(ヒルムシロ科)</p> <p>酸性の水を好む水草。浮き葉はヒルの居所になるという。沈水葉は細長。太い地下茎がある。花穂は褐色。</p> <p>花期 5月～8月。</p>	<p>トキソウ(ラン科)</p> <p>高さ15～20cmの多年草。トキ色(薄紅色)の花をつける。</p> <p>花期 6月中・下旬。 佐賀県RDBⅠ。国RDBⅡ。</p>	<p>モウセンゴケ(モウセンゴケ科)</p> <p>葉の表面に毛をもち、その先から粘液を出し、小さな虫を捕らえ消化する食虫植物。</p> <p>花期 6月～8月。</p>	<p>ヒメミクリ(ミクリ科)</p> <p>浅い水中に生える多年草。葉は線形。め花とお花をつける。花は白緑色。</p> <p>花期 6月～9月。 佐賀県RDBⅡ。国RDBⅡ。</p>
				
<p>チゴザサ(イネ科)</p> <p>高さ50～100cmの多年草。湿地や水辺に生え、ササに似た葉をつける。</p> <p>花期 7月～8月小穂をつける。</p>	<p>イヌタヌキモ(タヌキモ科)</p> <p>根がなく水中に浮く食虫植物。細裂の葉につく捕虫袋に水中のミジンコなどを取り込む。花は黄色。</p> <p>花期 7月～9月。</p>	<p>ミズトンボ(ラン科)</p> <p>花は淡黄緑色で、前に垂れる十字形の花弁があり、トンボのような距がある。</p> <p>花期 7月～9月。 佐賀県RDB準。国RDBⅡ。</p>	<p>ユウスゲ(ユリ科)</p> <p>芳香のある黄色の花が夕方開くので、この名がある。花は翌日の午前中に閉じる。</p> <p>花期 7月～9月。</p>	<p>シズイ(カヤツリグサ科)</p> <p>浅い池に生える多年草。茎の断面は三角形で小穂はとがる。県内の分布は、檜原湿原と嬉野市。小穂は黄褐色。</p> <p>花期 7月～10月。佐賀県RDBⅡ。</p>



佐賀県自然環境保全地域

檜原湿原の生き物たち

自然を大切に！ 湿原の生態系をみんなでまもろう！



ヌマトラノオ(サクラソウ科)

高さ40～70cmの多年草。
白い花を穂状につける。

花期 7月下旬～8月。



コバギボウシ(ユリ科)

高さ60cm内外の多年草。
葉は根茎から群がってでる。

花期 8月。



サギソウ(ラン科)

高さ20～40cmの多年草。
花をシラサギに見立てて名づけられた。

花期 8月。
佐賀県RDBⅡ。国RDBⅡ。



ムラサキミカキグサ(タヌキモ科)

地下に小さな捕虫袋をもつ食虫植物。花は青藍色で、距は下向き。葉はへら状。

花期 8月～9月。
佐賀県RDBⅡ。国RDBⅡ。



ミズオトギリ(オトギリソウ科)

淡紅色の花弁をつける。地上の莖は直立して枝分かれせず、地中には、ほう茎がある。

花期 8～9月。



ヒメタヌキモ(タヌキモ科)

小形のタヌキモ類。水中茎と地中茎に捕虫袋をもつ。九州では佐賀だけに分布する。花は淡黄色。

花期 8～9月。
佐賀県RDBⅡ。国RDBⅡ。



コイヌノハナヒゲ(カヤツリグサ科)

高さ10～60cmの多年草。
細い針金状の茎が特徴。

花期 8月～9月。



シロイヌノヒゲ(ホシクサ科)

高さ10～20cmの一年草。
コンペイ糖状に塊りになった白い花が群生して美しい。

花期 8月～9月。



ナンテンハギ(マメ科)

高さ50～100cmの多年草。
紅紫色で蝶形の花をつける。

花期 8月～9月。



サイヨウシャジン(キキョウ科)

高さ60～100cmの多年草。
花は鐘形の先端がややすまる。

花期 8月中旬～9月。



ミミカキグサ(タヌキモ科)

地下に小さな捕虫袋をもつ食虫植物。花は黄色。かくが耳掻き状になるのでこの名がある。

花期 8月～10月。
佐賀県RDBⅡ。



カンガレイ(カヤツリグサ科)

ため池に生える多年草。茎は50cm以上で断面は三角形。葉は退化して見れない。

小穂は緑褐色。
花期 8月～10月。



サワギキョウ(キキョウ科)

高さ60～100cmの多年草。
湿地に生える。密に葉をつける。

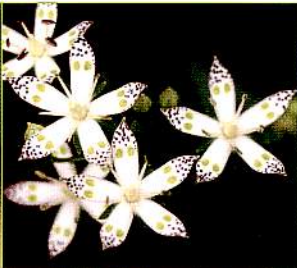
花期 9月。
佐賀県RDBⅡ。



マアザミ(キク科)

茎はほとんど枝分かれせず、直立した茎に付く葉はごく小さい。

花期 9月～10月。



アケボノソウ(リンドウ科)

高さ40～100cmの1、2年草。
湿地に生え、白花卉に黄緑色のはん点があるのが特徴。

花期 10月。



ウメバチソウ(ユキノシタ科)

高さ10～20cmの多年草。
明るい山野や草原に生える。

花期 11月。
佐賀県RDBⅡ。



ヒメシダ(オシダ科)

高さ30～50cmの多年草。
根茎を引いて湿地に群生し、葉は立つ。胞子をつけるやや小形の葉と付けない葉の二形がある。



ハッチョウトンボ(めす)

(トンボ科)
本州から九州に分布する小型種で、湿地に産し檜原湿原は県内で数少ない産地である。成熟しためすは植物間の小さな空間で縄張りをつくる。成虫は夏(6月～8月)に見られる。
佐賀県RDBⅡ。



ハッチョウトンボ(おす)



モートンイトンボ

(イトンボ科)
北海道から九州に分布するが、佐賀では檜原湿原のみに産し、成虫は夏(6月～8月)に見られる。
佐賀県RDBⅡ。

※RDB(Ⅰ:絶滅の危機に瀕している種、Ⅱ:絶滅の危険が増大している種、準:存続基盤が脆弱な種)

「自然再生」と「自然再生事業」

はじめに

1980年代に、熱帯雨林では、年間に日本国土の4割くらいにあたる面積が伐採されたといわれています。森林の破壊は、同時に膨大な量の生物を絶滅させることでもありました。

種の絶滅に対する危機感から、地球上の生物種を保全するための国際的な対策が求められ、1992年リオデジャネイロでの地球サミット開催にあわせて、「生物多様性条約」が採択されました。この条約では、生物の多様性を遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえ、保全する必要があるとしています。日本も1993年に加盟し、条約の規定に基づいて1995年に「生物多様性国家戦略」が策定され、その後内容を刷新した「新・生物多様性国家戦略」が2002年3月27日に策定されています。そのなかで「自然再生」は、今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけられており、平成15年1月「自然再生推進法」が施行されました。

自然再生とは何か

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。
(自然再生推進法第2条)

自然再生事業

河川、湿原、干潟、藻場、里山、森林その他の自然環境を対象とした次の4つの行為をいいます。

良好な自然環境が現存している場所において、その状態を積極的に維持する行為

保 全

自然環境が損なわれた地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為

再 生

大都市など、自然環境がほとんど失われた地域において、大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

創 出

再生された自然環境の状況をモニタリングしながら、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

維持 管理

自然再生事業の3つの視点

- 〈1〉生物の多様性確保を通じた自然との共生
- 〈2〉地域の多様な主体の参加・連携
- 〈3〉科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取り組み

自然再生事業は、自然再生協議会を組織化し、作成した自然再生全体構想と自然再生事業実施計画に基づき進めていくこととなります。

檜原湿原の自然再生事業

檜原湿原地区自然再生推進計画調査

人と地域の関係や湿原成立の歴史、動植物調査、水象調査など総合的な調査を実施しました。

檜原湿原地区自然再生協議会



自然再生全体構想

- ◆ 湿原環境の再生目標と項目
- ◆ 役割分担
- ◆ その他

自然再生事業実施計画

- ◆ 湿原環境の再生手法の詳細
- ◆ 事業完了後の維持管理
- ◆ その他

自然再生事業の実施

モニタリングの実施
結果を評価し反映

再
検
討

湿原と人の関わり

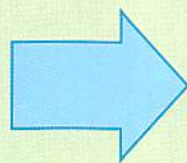
檜原湿原は、地域の人たちの湿原への関わりと遷移（植物の遺残物や流入する土砂により陸地化して、緩やかに森林に変化していくこと）とのバランスが保たれたことにより、今日まで残ってきたと考えられています。

しかしながら、近年、人間の湿原への関わり方が変化し、バランスが壊れてきていることから、このまま放置すれば、貴重な湿原や動植物が失われることとなります。

良好な湿原環境を取り戻し、ももっていくためには、過去の地域の人たちの湿原への関わりと同様な効果をもたらす行為を再現する必要があります。

実証試験

全体構想と実施計画の作成と同時に試験区を設定して、浚渫、繁茂植物の除去、耕耘等を行った場合に湿原がどのように再生するのか検証をしています。



自然再生事業実施状況



実証試験に基づいて、浚渫や繁茂しすぎている植物の除去など、いろいろな方法で、少しずつ計画的に実施しています。

また、どのように再生されるのか、モニタリング調査を行い、その結果を評価して計画を再検討することもあります。

● 檜原湿原の位置図



● お問い合わせ先

佐賀県くらし環境本部環境課

TEL0952-25-7080 FAX0952-25-7783



人と自然と文化の交響県・佐賀

佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

● 道路案内図



● 湿原案内図



観察マナー

- ◆ 植物、昆虫などを採らない、持ち帰らない!
- ◆ 他の地区から植物、魚、動物などを持ち込まない!
- ◆ 道以外の場所には入らない!
- ◆ 写真を撮るときは、枝や葉を取り払ったりしない!
- ◆ ゴミは必ず持ち帰る!
- ◆ 監視員の指示をまもる!

※違反者は、罰せられる場合があります。